

障害児を対象とした学童保育の利用対象の拡充について

23 第 59 号 障害児を対象とした学童保育の利用対象の拡充を求める陳情については、平成 23 年第 2 回区議会定例会において採択されました。現時点での処理経過を報告いたします。

昨年、7 月 14 日、こども家庭部内に「要支援児に係る学童保育検討委員会」を設置して、陳情の願意について検討を進めてまいりました。

陳情の願意である小学校 4 年生から 6 年生までの要支援児を受け入れるにあたり、施設・設備の状況、人的措置等を検証するために、以下の内容で試行実施を行う予定です。

1 試行期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

2 試行内容

(1) 対象児童

対象児童は、次の事項のいずれにも該当する者とする。

- ① 区内に在住し、又は在学する小学校 4 年生から 6 年生までの児童で、保護者の就労等によって放課後又は学校休業日に保育が必要な者
- ② 特別支援学校若しくは特別支援学級に在学している者又は愛の手帳若しくは身体障害者手帳を有する者で、特別な支援が必要な者
- ③ 実施施設において、通所(保護者等の介助を伴う場合を含む。)ができ、健常児とともに保育することが可能であること。

なお、医療行為等専門的措置を必要とするなど児童の状況によっては、利用できないことがある。

(2) 対象施設

沢田児童館、南馬込三丁目児童館、東糞谷児童館、蓮沼児童館
西六郷おおたっ子ひろば

(3) 募集関係

① 受入人数

対象児童の受入人数は、児童館 3 人、おおたっ子ひろばは 1 人。

② 申請受付期間

申請受付期間については、平成 24 年度は平成 24 年 7 月上旬から 7 月中旬までとし、平成 25 年度については、平成 25 年度学童保育利用申請受付期間。

3 利用内容及び料金

(1) 通常利用

利用日時：月曜日から土曜日までの下校時(学校休業日は午前 9 時)から午後 5 時まで ただし、日曜日及び法律に定める休日は除く。

延長保育：午後 5 時から午後 6 時まで(土曜日は除く。)

(2) 夏休み利用(平成 25 年度)

平成 25 年度の区立小学校の夏休み期間

保育料については、「学童保育の実施等に関する条例」等の規定を参酌する。

4 試行の検証

平成 24 年 10 月から平成 25 年 8 月までの受入れ状況を同年 10 月までの施設・設備、人的配置等を本実施に向けて検証する。